

第8回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和7年11月27日)

午前11時00分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第5 議案第3号 農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請について
- 第6 議案第4号 令和8年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意見書(案)の審議について
- 第7 その他

◎出席委員 (9名)

- 1 番 樋 口 國 先
- ~~2 番 杉 田 文 枝~~
- 3 番 神 野 充 布
- 4 番 瓜 田 晃
- 5 番 山 下 博 史
- 6 番 菅 野 能 弘
- 7 番 佐 藤 能 將
- 8 番 加 川 可名子
- 9 番 長谷川 和 夫
- 10 番 藤 本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 内 山 徹
- 事務局次長 丹伊田 和 博
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は 9 名出席です。2 番杉田委員から欠席するとの申出がありました。過半数の出席があり定数に達しておりますので、ただいまから第 8 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 3 番神野委員、4 番瓜田委員にご指名をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議がないようでありますので神野委員、瓜田委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告があれば発言してください。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 2 ページをお開きください。第 7 回総会以降の経過報告になります。10 月 27 日、農業委員と議員との懇談会が役場中会議室で行われ、藤本会長ほか記載の各委員が出席をしております。11 月 1 日、東野（ひがしの）ひでき国政報告会が名寄市で行われ、藤本会長が出席をしております。11 月 5 日、美深町議会産業教育常任委員会所管事務調査が役場委員会室で行なわれ内山局長と丹伊田次長が出席をしております。11 月 17～20 日、農業委員道外視察研修が徳島県ほかで行われ、藤本会長ほか記載の各委員が出席をしております。11 月 19 日、令和 7 年度前期定期監査が役場委員会室で行なわれ、内山局長が出席をしております。本日 27 日、第 8 回美深町農業委員会総会も本日举行されております。
	続いて第 8 回総会以降の予定でございます。11 月 27 日、農業振興懇談会が役場大会議室で行われる予定で会長、長谷川代理、山下委員、神野委員ほか事務局が出席予定です。12 月 10 日、令和 7 年度地区別農業委員・農地最適化推進委員等研修会が旭川市で行なわれる予定で、藤本会長ほか全員と事務局が出席予定です。12 月上旬、令和 8 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出が役場町長応接室で行われる予定で、藤本会長、長谷川代理、山下委員、内山局長、丹伊田次長、菊地主事が出席予定です。9 日と 12 日、令和 7 年美深町議会第 4 回定例会が役場議場で行なわれる予定で、藤本会長、内山局長、丹伊田次長が出席します。
	第 9 回農業委員会総会ですけれども、何日が皆様ご都合よろしいかどうかご相談申し上げます。
	※昨年度は 12/25

	(日程調整)
丹伊田次長	では、25 日開催の予定ということでいたしたいと思いますが、また近くなりましたらご案内いたします。経過報告、諸般の報告は以上になります。
藤本会長	ただいまの報告に対しまして、ご質疑等があれば受け賜ります。 ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長	<日程第 3>議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 3～4 ページをお開きください。 議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので審議願います。 整理番号 3 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△△, △△△. △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 11 月 5 日、土地の引渡期日は令和 7 年 11 月 21 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 4 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 11 月 5 日、土地の引渡期日は令和 7 年 11 月 21 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 5 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 11 月 5 日、土地の引渡期日は令和 7 年 11 月 21 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 6 番、貸主、美深町〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 11 月 14 日、土地の引渡期日は令和 7 年 11 月 26 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。説明以上です。
藤本会長	議案第 1 号について審議願います。ご質疑ご意見等を受け賜ります。ありませんか。

6 番 菅野委員	はい。
藤本会長	はい、菅野委員。
6 番 菅野委員	6 番菅野です。 3 番 4 番 5 番の合意解約について。 この土地自体は 12 年前に制定された土地で、通常であれば 10 年後に売買に移るのですが、本人は 10 年経過後も賃貸してくれということで交わしていました。今回 3 件分を改善組合に申し上げて諮ったところ、やはり本人はそのまま売買に移りたくなく、一人のひとに売買したいという強い意見がありました。再三会議もあって改善組合として合意はできないということで返したのですが、のちの 3 条での売買にて上がったため、今回合意解約をせざるを得ない状況でした。自分とはとにかく賛成できないということを伝えておきます。
藤本会長	他にございませんか。
7 番 佐藤委員	すみません。
藤本会長	はい、佐藤委員。
7 番 佐藤委員	後ろの方に貸主、借主との申し出による合意解約とあるのですが、借り手の方が合意していないような状態で合意解約となるのでしょうか。
藤本会長	菅野さんに伺いたいのですが、ここはもう解約になっているということで、本人の承諾はなかったのですか。
6 番 菅野委員	はっきりとした答弁書のようなものはないんですよ。 3 条でやるより改善組合を通してやった方がいいのではないかと案があったが、〇〇さんは面白くないということで納得できず、ならば好きにやっってくださいということで今回案件に上がったことになります。売買の額も会議で何度か提出したが納得できていない。 本人直々にどうしてこういう風になったのかと強く求めたいですね。 以上です。
藤本会長	今の話を聞きますと、最後投げたような話をしていたので、ある意味合意解約は成立と私は思います。 そこで「契約は 10 年まであるので解約できない」と踏ん張ればこの案件は却下できるかもしれないが、どうでもいいやと半分投げやりに任せたのであれば、私は、合意解約は成立と思います。
6 番 菅野委員	そうですね。 実際、今納得していないという風に公表したことは誠実ではないとは思いますが、改善組合や当事者をないがしろにしている部分が納得できませんでした。
藤本会長	皆さんから何かご意見ございませんか。

5 番 山下委員	はい。
藤本会長	山下委員
5 番 山下委員	休憩のようなことはできますか。
藤本会長	いいですか。それでは休憩に入ります。 (約 5 分間休憩)
藤本会長	それでは休憩を解きまして再開したいと思います。 議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (多数の挙手あり)
藤本会長	賛成多数でございます。よって、議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第 16 条の規定により議事参与の制限で、佐藤委員が参与することができませんのでご退席をお願いいたします。 (7 番佐藤委員退席)
藤本会長	はじめに、整理番号 13 番を説明いたします。事務局よりお願いします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 5～6 ページをお開きください。 議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により、美深町長草野孝治から意見を求められた令和 7 年度第 5 号農用地利用集積等促進計画について審議願います。 整理番号 13 番、譲渡人、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、譲受人、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年 2 月 5 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り△△△, △△△円、価格総額△△△, △△△円となります。 説明以上です。
藤本会長	整理番号 13 番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 (「なし」という者あり)

[illegible]

ご質疑等がないようでありますので、整理番号 13 番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

藤本会長

全員賛成です。

藤本会長

それでは、引き続き事務局より説明願います。

事務局次長。

はい、次長。

整理番号 12 番、譲渡人、〇〇市〇〇△△丁目△△△△番地△△△ 〇〇〇〇
さん、譲受人、美深町字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町
字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△m²外△筆、合計△筆、
合計面積△△, △△△. △△m²の所有権移転売買となります。所有権の移転時
期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年 3 月 5 日、土地の引き渡し時期は
対価の支払日です。価格ですけれども反当り△△, △△△円、価格総額△, △
△△, △△△円となります。

別紙資料として航空写真に赤枠で囲まれたところが今回の整理番号 12 番から 14 番の土地の所在になりますのでご覧いただければ幸いです。説明は以上です。

整理番号 13 番以外の議案第 2 号について審議願います。ご質疑ご意見を受け賜ります。ありませんか。

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

藤本会長

全員賛成です。よって、議案第 2 号農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

< 日程第 5 > 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による所有者の移転許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

事務局次長。

藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、7～8 ページをお開きください。 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。 整理番号 1 番、譲渡人、字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、外△△筆ありまして、合計△△筆、合計面積が△△△, △△△㎡でございます。権利設定の理由は、譲渡人は農地を処分する、譲受人は農地を取得し規模拡大を図るものです。契約の種類は売買、土地の引き渡しの時期は、農地法第 3 条の許可日、売買価格は、反当り△△, △△△円、総額△, △△△, △△△円となっております。別紙資料として航空写真に赤枠で囲まれたところが今回の土地の所在になりますのでご覧いただければ幸いです。 整理番号 2 番、貸主、字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△. △△△㎡、となります。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、賃貸期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日の 1 年間となります。こちらも別紙資料として航空写真に赤枠で囲まれたところが今回の土地の所在になりますのでご覧いただければ幸いです。説明は以上です。
藤本会長	議案第 3 号について審議を願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (多数の挙手あり)
藤本会長	賛成多数です。 よって、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による所有者の移転許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 号

藤本会長	< 日程第 6 > 議案第 4 号令和 8 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）についてを議題に供します。事務局より説明願います。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、事務局次長。
丹伊田次長	9 ページ目以降になります。令和 8 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について。農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に規定に基づき、美深町に対し令和 8 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について審議を求めます。1 意見書（案）は別紙のとおり、後ほど読み上げて提案させていただきます。2 提出月日は令和 7 年 12 月上旬を予定しております。提出には藤本会長、長谷川代理、山下農政小委員長、3 名で提出する予定をしております。それでは、読み上げますので 11 ページをお開きください。 世界情勢の不安定化や円相場の急激な変化も相まって、飼料や肥料、燃油

といった営農に必要な生産資材価格の高騰により、農業の経営基盤の維持・存続が危機的な状況にあります。本年 5 月に成立した「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」は、コメや野菜、飲用乳等について、生産コストを考慮した適正な価格形成を促すものであります。しかし、生産資材の高騰が続く現状において、この法律が現場で機能しなければ、農表経営の厳しさが増すばかりです。

また、地域においては、農表事業者の高齢化や後継者と担い手不足の深刻化、有害鳥獣による農業被害等厳しい現状に直面し、耕作放棄地や後輩の内によって生産力の低下等が懸念されています。

さらに、水田活用の直接支払交付金の見直しにより、対象水田の畑地化支援は、令和 8 年度に終了となり、農地価格への影響などを含め、地域の課題を今後、検討していかなければなりません。

こうした現況下にあっても、本町の農業は良質で安全・安心な食料の供給と国土・環境の保全など多面的な役割を果たすとともに、地域の経済・社会を支える基幹産業として、持続可能な農業の実現を目指して、各種の取り組みを進めております。

当農業委員会は、農業委員会法に明記されているとおり、農地等の利用最適化の推進を図るべく、関係機関と密接な連携のもと積極的に活動を進めて参りますので、農業の各施策について美深町長に対し、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき本意見書を提出いたします。

1 あらゆる気象条件に対応し、水稻、畑作、酪農畜産それぞれが安定した農業経営の確立を図るため、農畜産物の収量・品質の工場を目指し、作業性と生産性の高い土づくり及び生産基盤整備を推進するため以下の対策等が必要である。(1)小規模土地改良事業補助の継続(2)「がんばる美深農業！」による各種事業補助の継続(3)施設野菜導入時のビニールハウスの資材等の一部費用負担の継続(4)堆肥場の利用時促進支援の継続

2 農業従業者の高齢化、後継者及び担い手不足が進んでおり、労働力不足が大きな課題となっている。労働力の軽減や省力化、新規就農者を確保するための仕組みや参入できる環境づくりの確立が必要である。(1)スマート農業事業補助の継続(2)労働力確保事業補助の継続(3)新規就農者及び後継就農の支援体制の継続(4)グリーンパートナー対策の充実に向けた財政支援

3 エゾシカ、アライグマ、ヒグマ、カラス等の急増による農作物被害は深刻であり、安心して農業ができるような有害鳥獣対策が必要である。(1)農作物被害を抑制するため駆除対策の継続(2)電気牧柵事業補助の継続と既存電気牧柵等変更に対する補助の拡充

以上今年度の意見書となります。よろしく申し上げます。

藤本会長

議案第 4 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について審議の結果の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第 4 号令和 8 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)については、審議された内容のとおり可決されました。なお、文字整理等精細については事務局で調整いたします。
意見書につきましては、長谷川代理、山下農政小委員会委員長と私の 3 名で町に提出してまいります。

◎日程第 7 その他

藤本会長	＜日程第 6＞その他、委員の皆様から何かございませんか。 なければ事務局の方から何かございますか。
丹伊田次長	とくにありません。

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 8 回美深町農業委員会総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。
------	---

※終了 午前 11 時 54 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑥

署名委員 3 番

⑥

署名委員 4 番

⑥